

第六十二号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年十一月二十四日

提出者 江戸川区長 多田正見

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の  
一部を次のように改正する。  
別表第一を次のように改める。

第 6 2 号議案

別表第 1 (第 6 条関係)  
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	167,300	264,400	310,100	348,500
	2	169,400	266,600	312,500	351,100
	3	171,500	268,800	314,800	353,700
	4	173,600	271,000	317,100	356,300
	5	175,700	273,200	319,400	358,900
	6	177,800	275,400	321,700	361,500
	7	179,900	277,600	324,100	364,000
	8	182,000	279,800	326,400	366,500
	9	184,200	282,000	328,700	369,000
	10	186,400	284,300	331,000	371,400
	11	188,600	286,500	333,200	373,800
	12	190,800	288,700	335,500	376,200
	13	193,000	290,900	337,800	378,600
	14	195,100	293,100	340,100	380,900
	15	197,300	295,300	342,500	383,200
	16	199,400	297,600	344,900	385,400
	17	201,600	299,900	347,300	387,500
	18	203,800	302,200	349,700	389,600
	19	206,000	304,500	352,200	391,700
	20	208,200	306,800	354,700	393,700
	21	210,400	309,100	357,200	395,700
	22	212,600	311,400	359,600	397,600
	23	214,800	313,700	362,000	399,500
	24	217,000	316,000	364,400	401,300
	25	219,200	318,300	366,700	403,100
	26	221,300	320,600	369,000	404,800
	27	223,500	322,900	371,300	406,500
	28	225,700	325,200	373,500	408,100
	29	227,900	327,400	375,700	409,700
	30	230,100	329,600	377,800	411,200
	31	232,300	331,800	379,900	412,600
	32	234,500	334,000	381,800	414,000
	33	236,700	336,200	383,700	415,400
	34	238,800	338,300	385,500	416,700
	35	241,000	340,400	387,200	418,000
	36	243,200	342,400	388,800	419,200
	37	245,400	344,400	390,300	420,400
	38	247,600	346,300	391,700	421,500
	39	249,800	348,100	393,100	422,600
	40	252,000	349,900	394,400	423,600

41	254,200	351,700	395,700	424,600
42	256,400	353,400	396,900	425,500
43	258,600	355,100	398,100	426,400
44	260,800	356,800	399,200	427,300
45	263,000	358,400	400,300	428,100
46	265,200	360,000	401,300	428,900
47	267,300	361,600	402,300	429,600
48	269,500	363,100	403,300	430,300
49	271,700	364,600	404,300	431,000
50	273,900	366,000	405,200	431,700
51	276,100	367,400	406,100	432,400
52	278,300	368,800	407,000	433,000
53	280,500	370,200	407,900	433,600
54	282,700	371,500	408,700	434,200
55	284,900	372,800	409,500	434,800
56	287,100	374,100	410,300	435,400
57	289,300	375,300	411,100	436,000
58	291,400	376,500	411,800	436,600
59	293,500	377,700	412,500	437,200
60	295,600	378,800	413,200	437,800
61	297,700	379,900	413,900	438,400
62	299,800	381,000	414,500	439,000
63	301,800	382,000	415,100	439,600
64	303,900	383,000	415,700	440,200
65	306,000	384,000	416,300	440,700
66	308,100	384,900	416,900	441,200
67	310,200	385,800	417,500	441,700
68	312,300	386,700	418,100	442,200
69	314,400	387,500	418,700	442,700
70	316,400	388,300	419,300	443,200
71	318,400	389,100	419,900	443,700
72	320,400	389,900	420,500	444,200
73	322,400	390,700	421,100	444,700
74	324,400	391,400	421,700	445,200
75	326,400	392,100	422,300	445,700
76	328,400	392,800	422,900	446,200
77	330,400	393,500	423,400	446,700
78	332,300	394,100	423,900	447,200
79	334,200	394,700	424,400	447,700
80	336,000	395,300	424,900	448,200

第 6 2 号議案

再任用職員以外の職員	81	337,700	395,900	425,400	448,700
	82	339,400	396,500	425,900	449,200
	83	341,100	397,100	426,400	449,700
	84	342,700	397,700	426,900	450,200
	85	344,300	398,300	427,400	450,700
	86	345,800	398,900	427,900	451,100
	87	347,300	399,500	428,400	451,500
	88	348,700	400,100	428,900	451,900
	89	350,100	400,700	429,400	452,300
	90	351,400	401,300	429,900	452,700
	91	352,700	401,900	430,400	453,100
	92	353,900	402,500	430,900	453,500
	93	355,100	403,000	431,400	453,900
	94	356,200	403,500	431,800	454,300
	95	357,300	404,000	432,200	454,700
	96	358,300	404,500	432,600	455,100
	97	359,300	405,000	433,000	455,500
	98	360,200	405,500	433,400	455,900
	99	361,100	406,000	433,800	456,300
	100	361,900	406,500	434,200	456,700
101	362,600	407,000	434,600	457,100	
102	363,300	407,500	435,000		
103	364,000	408,000	435,400		
104	364,600	408,500	435,800		
105	365,200	409,000	436,200		
106	365,800	409,500	436,600		
107	366,400	410,000	437,000		
108	367,000	410,500	437,400		
109	367,600	411,000	437,800		
110	368,100	411,500	438,200		
111	368,600	412,000	438,600		
112	369,100	412,500	439,000		
113	369,600	413,000	439,400		
114	370,100	413,400			
115	370,600	413,800			
116	371,100	414,200			
117	371,600	414,600			
118	372,100	415,000			
119	372,600	415,400			
120	373,100	415,800			

121	373,600	416,200		
122	374,100	416,600		
123	374,600	417,000		
124	375,100	417,400		
125	375,500	417,800		
126	375,900	418,200		
127	376,300	418,600		
128	376,700	419,000		
129	377,100	419,400		
130	377,500			
131	377,900			
132	378,300			
133	378,700			
134	379,100			
135	379,500			
136	379,900			
137	380,300			
138	380,700			
139	381,100			
140	381,500			
141	381,900			
142	382,300			
143	382,700			
144	383,100			
145	383,500			
146	383,900			
147	384,300			
148	384,700			
149	385,100			
150	385,500			
151	385,900			
152	386,300			
153	386,700			
154	387,100			
155	387,500			
156	387,900			
157	388,300			
158	388,700			
159	389,100			
160	389,500			

第 6 2 号議案

	161	389,900			
	162	390,300			
	163	390,700			
	164	391,100			
	165	391,500			
	166	391,900			
	167	392,300			
	168	392,700			
	169	393,100			
再任用 職員		234,100	273,800	296,500	335,400

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成二十四年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成二十四年三月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十七条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四項及び第五項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成三年七月江戸川区条例第二十一号)第四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(人事委員会が定める職員にあっては、第一号に掲げる額又は第一

号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十三年四月一日（同月二日から平成二十四年三月一日までの間に新たに職員となつた者（平成二十三年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十一号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額合計額に百分の〇・二を乗じて得た額に、平成二十三年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成二十三年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二を乗じて得た額

三 平成二十三年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二を乗じて得た額

4 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月一日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

5 前二項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の平成二十四年三月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（委任）

6 付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(説明)

特別区人事委員会勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるの  
で、本案を提出いたします。